斐伊川河川整備懇談会 規約(案)

(名称)

第1条 本会は、「斐伊川河川整備懇談会」(以下「懇談会」という。)と称する。

(目的及び設置)

第2条 本懇談会は、国土交通省中国地方整備局長(以下「局長」という。)が「斐伊川水系河 川整備計画(案)」を作成するにあたり、河川法第16条の2 第3項に基づき河川に関 し学識経験を有する者の意見を聴く場として設置するものである。

(組織等)

- 第3条 懇談会の委員は、局長が委嘱する。
 - 2 懇談会は、別表に掲げる委員及びオブザーバーで構成する。
 - 3 委員の任期は、原則として「斐伊川水系河川整備計画」が策定されるまでとする。

(座長)

- 第4条 懇談会に座長を置く。座長は委員間の互選によってこれを定める。
 - 2 座長は懇談会を代表し、懇談会の円滑な運営と進行を総括する。
 - 3 座長は懇談会の秩序維持のために必要な措置を講ずることができる。
 - 4 座長に事故がある時は、懇談会に属する委員のうちから座長が予め指名した委員がその 職務を代理する。

(懇談会の招集)

- 第5条 懇談会は、座長が招集する。
 - 2 懇談会は、行政委員を除く委員の2分の1以上の出席をもって成立する。
 - 3 懇談会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
 - 4 委員の代理出席は認めない。ただし、行政委員及びオブザーバーについてはこの限りではない。

(公開)

第6条 懇談会の公開については、懇談会で定める。

(事務局)

- 第7条 懇談会の事務局は、中国地方整備局出雲河川事務所に置く。
 - 2 事務局は懇談会運営に係る庶務を処理する。

(オブザーバー)

第8条 座長は必要に応じてオブザーバーに意見を求めることができる。

(その他)

第9条 この規約に定めるほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会で定める。

(附則)

この規約は平成21年7月30日より施行する。

平成21年9月17日より施行する。

斐伊川河川整備懇談会 委員名簿

<学識経験者>

氏 名	職名
あさだ じゅんさく 淺 田 純 作	松江工業高等専門学校教授
カリみつ れいこ 有光 礼子	元島根県景観アドバイザー
いいの きみぉ 飯 野 公 央	島根大学法文学部准教授
きしい たかゆき 岸井 隆幸	日本大学理工学部教授
くにい ひでのぶ 國井 秀伸	島根大学汽水域研究センター教授
さとう ひとし 佐藤 仁志	島根野生生物研究会
せいけ やすし 清 家 泰	島根大学総合理工学部准教授
^{なかむら} みきお 中 村 幹 雄	元島根県内水面水産試験場長
まっか いさむ 長 束 勇	島根大学生物資源科学部教授
ひのきだに おさむ 檜 谷 治	鳥取大学大学院工学研究科教授
^{ふくぉゕ} しょうじ 福 岡 捷 二	中央大学研究開発機構教授
^{ふくしま りっこ} 福島 律子	松江市教育委員会教育長
^{ふじおか} だいせつ 藤岡 大拙	荒神谷博物館館長
まっみ よしはる 柗見 吉晴	鳥取大学大学院工学研究科教授

(敬称略 五十音順)

く行政委員>

J.	以安貝/					
	氏	名		職	名	
	の ^{さ か} 野 坂	ゃすぉ 康 夫	米子市長			
	^{なかむら} 中 村	かっじ 勝 治	境港市長			
	まっうら 松 浦	_{まさたか} 正 敬	松江市長			
	_{ながおか} 長 岡	^{ひでと} 秀 人	出雲市長			
	こんどう 近 藤	^{ひっき} 宏 樹	安来市長			
	ょゃみ 速 水	^{ゆういち} 雄 一	雲南市長			
	かわしま 鞁 嶋	^{ひろあき} 弘 明	東出雲町長			
	いのうえ 井 上	^{かっひろ} 勝 博	奥出雲町長			
	ゃまざき 山 碕	^{ひでき} 英 樹	飯南町長			
	かっべ 勝 部	かつあき 勝 明	斐川町長			
				/ 	A — I II — /I	1.0 1.17

(敬称略 全国地方公共団体コード順)

くオ<u>フサーバー></u>

氏 名	職名
たにぐち ますみ 谷 口 真 澄	鳥取県県土整備部長
と や ひとし 鳥 屋 均	島根県土木部長

(敬称略 全国地方公共団体コード順)